

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年東村山市条例第 16 号）並びに教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例（昭和 31 年東村山市条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 市長、副市長及び教育長の退職手当について、支給率の改定を行うため、本案を提出するものであります。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

(常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和32年東村山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「100分の350」を「100分の310」に改め、同項第2号中「100分の300」を「100分の270」に改める。

(教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例(昭和31年東村山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の200」を「100分の180」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(切替措置)

2 第1条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第7条の規定は、退職手当のうちこの条例の施行の日(以下「切替日」という。)が属する市長及び副市長の任期に対応するものから適用し、当該任期前の任期に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務

条件等に関する条例第7条の規定は、退職手当のうち切替日が属する教育長の任期に対応するものから適用し、当該任期前の任期に対応するものについては、なお従前の例による。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する
条例並びに教育長の給与、旅費及び勤務時間
その他勤務条件等に関する条例の一部を改正
する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

第1条（常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

（退職手当）

第7条 市長等が退職、失職若しくは死亡したときは、次の各号により計算した額を退職手当として支給する。

（1）市長 在職満1年につき給料月額の100分の310に相当する額

（2）副市長 在職満1年につき給料月額の100分の270に相当する額

2 前項の在職期間は、常勤の職員として引き続き在職するときは、資格を変更した場合であってもこれを通算するものとし、当該資格ごとに計算した額の合計額を退職手当として支給する。

第2条（教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部改正）

（退職手当）

第7条 教育長が退職、失職若しくは死亡したときは在職満1年につき給料月額の100分の180に相当する額を退職手当として支給する。

2 前項の在職期間については、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号）第7条第2項を準用する。

3 第1項の退職手当の支給条件及び支給方法は、東村山市職員退職手当支給条例（昭和41年東村山市条例第8号）を準用する。

附 則

旧 条 例

第1条（常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

（退職手当）

第7条 市長等が退職、失職若しくは死亡したときは、次の各号により計算した額を退職手当として支給する。

（1）市長 在職満1年につき給料月額の100分の350に相当する額

（2）副市長 在職満1年につき給料月額の100分の300に相当する額

2 前項の在職期間は、常勤の職員として引き続き在職するときは、資格を変更した場合であってもこれを通算するものとし、当該資格ごとに計算した額の合計額を退職手当として支給する。

第2条（教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の一部改正）

（退職手当）

第7条 教育長が退職、失職若しくは死亡したときは在職満1年につき給料月額の100分の200に相当する額を退職手当として支給する。

2 前項の在職期間については、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号）第7条第2項を準用する。

3 第1項の退職手当の支給条件及び支給方法は、東村山市職員退職手当支給条例（昭和41年東村山市条例第8号）を準用する。

新 条 例

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(切替措置)

2 第1条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第7条の規定は、退職手当のうちこの条例の施行の日（以下「切替日」という。）が属する市長及び副市長の任期に対応するものから適用し、当該任期前の任期に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例第7条の規定は、退職手当のうち切替日が属する教育長の任期に対応するものから適用し、当該任期前の任期に対応するものについては、なお従前の例による。

旧 条 例